

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------------|
| 19 | 小児慢性特定疾患にかかる医療の給付等に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和歌山県知事は、個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県知事

公表日

令和7年9月25日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 小児慢性特定疾病の医療費支給認定に係る事務 |
| ②事務の概要 | 児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとする者(小児慢性特定疾病患者)が提出した申請書の内容を基に審査を行い、所得に応じた自己負担上限額や受給者が加入する医療保険および高額療養費適用区分を記載した受給者証を交付する。受給者証の交付にあたっては、番号法第19条第7号(別表第二)に基づいて、情報提供ネットワークシステムに接続し、他情報保有期間が保有する特定個人情報(地方税関係情報等)を入手する。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる |
| ③システムの名称 | 小児慢性特定疾病システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、Public Medical Hub(PMH) |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 小児慢性特定疾病受給者ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表の8の項 番号法19条6号(PMHを活用した情報連携に係るデジタル庁への委託) |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表の8の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表の8の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、80、125、161の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 福祉保健部福祉保健政策局健康推進課 |
| ②所属長の役職名 | 健康推進課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 和歌山県総務部総務管理局総務課情報公開班(和歌山県情報公開コーナー) 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地 電話 073-441-2104 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |

| | |
|-------------------------------|--|
| 連絡先 | 福祉保健部福祉保健政策局健康推進課 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 電話 073-441-2642 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年8月31日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年8月31日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---------------------------------|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられるため。 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|---|------|--|
| 令和7年9月25日 | I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとする者(小児慢性特定疾病患者)が提出した申請書の内容を基に審査を行い、所得に応じた自己負担上限額や受給者が加入する医療保険および高額療養費適用区分を記載した受給者証を交付する。受給者証の交付にあたっては、番号法第19条第7号(別表第二)に基づいて、情報提供ネットワークシステムに接続し、他情報保有期間が保有する特定個人情報(地方税関係情報等)を入手する。 | 児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとする者(小児慢性特定疾病患者)が提出した申請書の内容を基に審査を行い、所得に応じた自己負担上限額や受給者が加入する医療保険および高額療養費適用区分を記載した受給者証を交付する。受給者証の交付にあたっては、番号法第19条第7号(別表第二)に基づいて、情報提供ネットワークシステムに接続し、他情報保有期間が保有する特定個人情報(地方税関係情報等)を入手する。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる | 事前 | 厚生労働省及びデジタル庁が実施するPMH(医療費助成)先行実施事業に参加するため |
| 令和7年9月25日 | I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの概要 | 小児慢性特定疾病システム | 小児慢性特定疾病システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、Public Medical Hub (PMH) | 事前 | 厚生労働省及びデジタル庁が実施するPMH(医療費助成)先行実施事業に参加するため |
| 令和7年9月25日 | I 関連情報 3 個人番号の利用法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 7の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条各号 | 番号法第9条第1項 別表の8の項 番号法第19条6号 (PMHを活用した情報連携に係るデジタル庁への委託) | 事前 | 番号法改正によるもの 厚生労働省及びデジタル庁が実施するPMH(医療費助成)先行実施事業に参加するため |
| 令和7年9月25日 | I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二 9、26、56の2、87、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、第30条第2号、第3号、第44条第1号二 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二 9の項 番号法別表第二主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条 | (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表の8の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表の8の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、80、125、161の項 | 事後 | 番号法改正によるもの |
| 令和7年9月25日 | I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 | 福祉保健部健康局健康推進課 | 福祉保健部福祉保健政策局健康推進課 | 事後 | 組織改正のため |
| 令和7年9月25日 | I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 福祉保健部健康局健康推進課 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 電話 073-441-2640 | 福祉保健部福祉保健政策局健康推進課 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 電話 073-441-2642 | 事後 | 組織改正のため |
| 令和7年9月25日 | II しいい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か | 令和5年11月30日時点 | 令和7年8月31日時点 | 事前 | 時点修正 |
| 令和7年9月25日 | II しいい値判断項目 2 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | 500人以上 | 500人未満 | 事後 | 取扱人数が変更となったため |
| 令和7年9月25日 | II しいい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和5年11月30日時点 | 令和7年8月31日時点 | 事前 | 時点修正 |
| 令和7年9月25日 | IV リスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | [○]委託しない | []委託しない | 事前 | 厚生労働省及びデジタル庁が実施するPMH(医療費助成)先行実施事業に参加するため |
| 令和7年9月25日 | IV リスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | (記載なし) | 十分である | 事前 | 厚生労働省及びデジタル庁が実施するPMH(医療費助成)先行実施事業に参加するため |
| 令和7年9月25日 | IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的リスクが発生するリスクへの対策は十分か | (記載なし) | 十分である | 事後 | 未記載であったため |
| 令和7年9月25日 | IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 判断の根拠 | (記載なし) | 佐基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられるため。 | 事後 | 未記載であったため |
| 令和7年9月25日 | IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 | (記載なし) | 2)目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスクへの対策 | 事後 | 未記載であったため |
| 令和7年9月25日 | IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 | (記載なし) | 十分である | 事後 | 未記載であったため |
| 令和7年9月25日 | IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠 | (記載なし) | 小児慢性特定疾病システム(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられるため。 | 事後 | 未記載であったため |